

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18H00792

研究課題名（和文）近代日本の地域自治 村と大字の法史学的研究

研究課題名（英文）Local self-governance in modern Japan --- legal history of the relationship between an administrative village and hamlets

研究代表者

川口 由彦（KAWAGUCHI, Yoshihiko）

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30186077

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,200,000円

研究成果の概要（和文）：1879年に筑摩県で行われた町村合併で、貝沼村、福地村、新山村の3か村合併によって富県村という行政村が誕生した。その後、筑摩県は長野県と岐阜県に分割され、同村は、1889年に長野県上伊那郡富県村という行政村に再編成された。この地域は、三峰川流域に当たり、洪水によって良質なシルトが散布されると同時に2-3年に一度は大洪水に見舞われるという状況の下にあった。

このため、洪水対策は極めて重要な村の業務で、予算も労力も要したが、一方で3地域（8大字）の立地条件から、この点についての利害が異なり、各地域下の名望家たちは交代で名誉職を務め村運営に関わりつつ、常に微妙な利害調整を行わねばならなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本法制史分野での地方制度研究は立法史の研究が多い事の特徴としており、特定の地域や村について大字レベルの分析を行った研究は存在しない。この点、長野県伊那市富県公民館所蔵の旧富県村役場資料においては、1889年の町村合併以降の行政資料が経年的に残っており、村運営をめぐる8大字間の予算折衝の経緯や、戦争等の動員関係の実態が判明するという点で地方制度研究に新たな視点を導入できるという学術的意義がある。また、資料の中には、村内で紛争（主として民事紛争）が生じた場合に備えて、利用可能な施設や手続、代人の一覧などを記した資料があり、村役場が紛争解決にいかに関わったかがわかるという点で特筆すべきものがある。

研究成果の概要（英文）：By the merger of towns and villages performed in Chikuma Prefecture in 1879, an administrative village called Tomigata was born (3 villages merger of Kainuma, Fukuchi, and Niiyama). Then, Chikuma Prefecture was divided into Nagano prefecture and Gifu Prefecture, and the village was reorganized as an administrative village called Tomigata village, Kami-Ina-county, Nagano prefecture in 1889. This area was along the Mibu river, therefore the good terroir was sprinkled by the flood. On the other hand, this area was hit by the heavy flood once in two to three years.

For this reason, a flood defense was the very important business of this village. Also the budget and the labor for it were required very much. However, the interests about this point differed from the location of 3 areas (8 hamlets), therefore they always had to perform the delicate interest adjustment. The persons of renown of each area had to enact the honorary posts by turns, and concern with village management.

研究分野：日本法制史

キーワード：行政村 大字 名誉職

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 研究対象資料

長野県伊那市内にある富県公民館敷地内には、1889年から1954年まで存在した長野県上伊那郡富県村役場の建物（合併時）がそのまま残っており、この旧役場には行政村富県村の役場資料が大量に残されている。富県村は、1879年に筑摩県伊那郡に設置された行政村で、それが1889年に再編成された。公民館には、この1870年代の資料も含めて残されている。本研究は、この膨大な資料を分析し、近代日本の行政村の法制史的な分析を行うことを目的とする。

### (2) 研究体制

資料が膨大であることから、本研究は、日本法制史研究者を多く集めた共同研究の体制をとる必要があった。そこで、資料を最初に発見した川口が研究統括者となり、8大学8名の研究スタッフを研究分担者とするチームを結成し、研究を開始した。

### (3) 研究史

日本法制史分野では、地方制度に関する研究は早くからある。この研究は、1970年代までは、三新法、町村制等の立法史研究が主流であった。そこで注目されたのは、明治政府－内務省における立法の意図で、明治政府は、早くから戸籍作製、地租改正等の大規模な国家事業を地方役場を直接的担い手として開始していたが、これらの行政負担は地方利害への配慮を忘却させるほど大きかったという点がとくに強調された。中央政府-府県知事-郡長-町村戸長という国政事務を地方に強制するシステムの形成こそが日本近代の地方制度の特徴とされた。このような方針の下、1888年制定の市制町村制においても、行政効率向上のため4～5町村を合併して新町村を設立するとの方針がとられ、多くの町村役場が廃止・統合の対象となった。

これに対し、1980年代以降は、それとは異なって、町村側の独自の行動が注目されるようになった。たとえば、町村制では、町村長、助役、町村会議員等は、いずれも無給の名誉職であることが前提となっている。この点に注目すると、多忙な職務に就かねばならない地域の人々は、このような仕事を必ずしも好まず、町村制が禁止した名誉職の「拒辞」を各地で繰り返していたことに注意が向けられるべきである。全国各地で町村長は任期を全うできず、頻繁に交代した。これは町村長を無給のまま続けることが困難な状況となるような人物までが名誉職に就任するという事態が多発したためである。また、新生の町村は結局、旧村（大字）の連合体に過ぎなかったため、各大字回り持ちで町村長をこなさねばならなかったという事情があったためでもある。こうした状況だったため、各地で、町村会の議決で、町村長に何らかの報酬を支払ったり、助役を有給にしたりする例が多発した。

このように、町村の実態は、中央政府の多大な期待に応えられないようなものとなっていた。これに対応するため、町村外からも町村長の人材を求め、法令上の便法を駆使して最低限必要な町村業務をなんとかこなしていくという必死の対応が各地でみられた。

1990年代以降になると、主として経済史研究者による村役場資料を基礎とした実証研究が多く見られるようになった。これらの研究では、経済的社会的階層に注目した村、大字の運営の特徴の分析が進んだが、一方で法制史研究においては立法史研究は見られたものの村役場資料による実証研究の進展はあまり見られなかった。

このため、法制史においては、村や大字の資料に立脚した研究が待望されることとなった。

#### (4) 研究の視角

このような研究史を踏まえて、本研究では、富県村を構成する3地域（1874年まで、貝沼村、福地村、新山村という独立村だった地域。各旧村には2～3の大字がある－8大字）の名望家がいかにして村運営に関わっていったか。3地域の利害調整がいかに行われたかに焦点をあてる。

## 2. 研究の目的

### (1) 追究点

1873年、政府の小村解消方針の下、この地に江戸期以来存在した北福地村と南福地村が合併して福地村となり、桜井、貝沼、北林3村が合併して貝沼村となり、上中下新山村3村が合併して新山村となった。そして、その2年後、先述のようにこの3か村の合併によって行政村上伊那郡富県村が出現した。国家政策によって合併が行われたものの、旧村3村（江戸期の8村）の内部からの自発的な営為によったわけではなく、それぞれが特有の利害を抱えており、それらの利害の調整なしにこの村を運営することは不可能であった。ここから、3地域の固有の利害とは何か、その調整がいかなる局面に現れたのかを明確にする。

### (2) 研究史に即した目的

行政村を国家目的遂行の側面からのみ見るのではなく、その「自治体」的性格に注目する。村運営にどのような注意が払われたのか、他村との利害調整や3地域間の利害調整が、予算決定や村事業の遂行上どのように行われたのかという点に着目し、名望家たちの動きを具体的に分析する。こうすることによって、立法史中心の従来の研究に法社会史的視角から新たな知見を加える。

## 3. 研究の方法

### (1) 富県公民館所蔵資料の分析

富県公民館の所蔵資料は、明治10年代から昭和30年代まで膨大な量を含むものであるが、未だに目録作成が行われていない。そこで、研究にあたっては、研究チーム全員で現地に赴き、資料をデジタルカメラで撮影しつつ、目録を作成する。これによって経年的分析と特定トピックに関する分析についての見通しをつける。

### (2) 私文書の探索

村研究の基本をなすのは、村役場文書であるが、それだけではわからない事象がしばしばあり、それらは、旧富県村3地域の旧家が所蔵している私文書によって明らかになると思われるので、この所在を探索する。発見すれば、撮影と目録作成を行う。

## 4. 研究成果

### (1) 各地域の固有利害

富県地域は、富県扇状地と呼ばれる地域にあたり、富県村の北部を東から西に流れる三峰川によってしばしば洪水が引き起こされ、この地域に洪水対策の負担が重くのしかかる

こととなった。霞堤、牛柵、蛇籠等を作製して洪水時の出役体制に備えるという地域的一体性と緊張感が生まれた。三峰川は、2-3年に一度の割で洪水を起こしているから、洪水対策の負担は決して軽くなかった。しかし、その一方で、三峰川は、南アルプスの標高2600メートルに水源を有し、大量の良質なシルトを扇状地に運んだから、その土地は農耕に適しており、洪水がない年は豊穡をもたらした。洪水対策は、三峰川沿岸地域に瀕迫いにまつわる対立を生んだ。水を互いに対岸に向けようとするのだから、三峰川北岸の美簗村、伊那町との協調は困難だった。他方、同じく南岸にあたり、富県村に西隣する東春近村は、北に三峰川、西に天竜川という「暴れ川」をかかえ、富県以上に洪水対策の負担が重く、この村とは用水を共有していることもあって協調関係が成り立ち得た。一方で、富県村の中央に位置する場広山は、富県のみでなく美簗村の入会地であったから、入会の共同利用問題が絡み、美簗から富県に通うために三峰川に架けられた大島橋の建設費、労役負担は両村の利害を反映して微妙な力関係の中にあった。

このような水害対策は、富県3地域のどこでも均等に必要だったかというのと、これがとくに必要だったのは、三峰川に直接接する旧貝沼地域（桜井、貝沼耕地）であり、旧貝沼地域によって川と隔てられている旧福地地域（北福地、南福地耕地）では、相対的に必要性は低かった。貝沼福地地域の用水は、東隣する河南村で三峰川から取水し、これを西に延ばした鞠ヶ鼻溝（伝兵衛溝）によっていたが、福地地域ではこれだけでは不十分で、同地域に南接する大ミツキ山の溪水をも用水としたが、それでも足りず福地地域では溜池を設置せねばならなかった。伊那地域の各村は、用水量に規定されて水田開発が思うようにできなかったが、貝沼地域に比べ福地地域はとくにこの傾向が強かった。

他方、場広山を隔てて貝沼福地地域の東側にある旧新山地域（上新山、中新山、下新山耕地）は、南接する山を水源とする新山川を用水としており、福地地域のように水不足は起こらず、また、三方を山に囲まれた南北に細長い地形で洪水の影響も受けなかった。ただし、耕地面積が狭く、収量も貝沼福地地域ほど多くはなかった。

このように、立地条件からする3地域の利害の相違が明確に存在し、富県村全体としては三峰川北岸地域との対外的利害対立を抱え、内部的には3地域が利害調整をしつつ村の運営をせねばならなかった。

## （2）特徴的な村運営の課題

### ①地租改正

筑摩県の地租改正は、1875年に完成したが、富県地域だけは1879年まで完了しなかった。これは、村全体の反当地価-地租額は決まったものの、新山地区と貝沼福地地区の間で反当地価の振り分けをめぐる対立が起こり、ついには戸長の辞任にまで至ったからであった。この後任戸長は村内から人選できず飯田町在住者が就任し、この体制下で反当地価問題の解決促進が図られた。この原因は、貝沼福地地区の耕地が相対的に肥沃であったため新山地区と格差が生じ、負担をならすため測定除外地を設けるなど測量の一部やり直しや田地等級の見直しなどの調整が必要となったからであった。

### ②分村問題

このためか、1884年になると、福地村から「地勢又險益均カラザルアリ」として分村願いが郡長に提出され上伊那郡長が長野県令に判断を求めたが、県令はこれを認めなかった。村内耕地の肥瘠は、この地域では重大な問題であった。

### ③教育費負担問題

1885年から1890年の間、富県村は、東春近村と連合村を組んでいたが、学校本校は東春近の殿島耕地に置かれ、富県村内の小学校は支校、派出所等となった。殿島学校が火事で全焼したためその建築費負担が問題となりついに、富県住民が東春近村議らを訴訟で訴えるに至った。この訴訟は、争訟対象が不適切として敗訴に終わったが、学校問題が地域の利害対立を生みやすいことを端的に示したものであった。比較的關係が良好な東春近村との関係であっても利害対立の契機は存在していた。

### ④水害対策費に関わる村長辞職

1898年末憲政党（旧自由党系）が多数を占める長野県会は、上伊那選出で憲政本党系の衆議院議員中村弥六（高遠出身）を攻撃するため、三峰川天竜川の水害対策費と上伊那農業学校への補助金を削減した。これは、反憲政党の気風が強い上伊那地域を牽制するためだったが、上伊那では郡長・町村長が協議会を結成して決起し猛烈な反対運動を展開した。この流れの中で、富県村でも他村同様に村長が抗議辞職し、協議会は、県会不参与一県会議員辞職、郡会よりの内務大臣に対する県会告発、知事不信任、県税戸数割の不決定を決議した。村長が辞職して後任を選ばなかったため、町村制により県より村長職務管掌吏が派遣されてきたが、村会では職務管掌吏に対する「不信任建議書」を議決し役場吏員も含めて業務を行わなかった。結局、この問題は、知事が府県制に基づき県会決議に拘束されず原案を執行するという方針を掲げ、原案執行には内務大臣の承認が必要なため国政問題に発展し、最終的に国費で上記費用を補填するという事となった。

### ⑤ 公有林野官行造林事業と戦後中学区設定

各地域の入会慣行から部落有林野統一事業は進まなかったが、1920年に富県村部落有財産統一協議覚書が締結され、同年制定の公有林野官行造林法に基づいて、村有林のうち3新山、北林、桜井の提供した場広山110町歩を官行造林の対象地とすることとなり、翌年富県村と東京大林区署長の間で契約が締結された。造林事業からもたらされる収益は、法律により国と村で折半することとなり、各集落には収益をもたらさなかった。このことは、直ちに問題とならなかったが、太平洋戦争終結後の教育改革（1947年）実施過程で問題となった。義務教育拡充のため中学校建設が必要となり、経費等の問題で富県中学校1校のみの建設に向かっていたところ、新山地区から異議が出てやりくりの上新山中学校も設置することとなった（1948年）。学校設置・運営経費の地区負担の關係で3新山地区から同地区の財政困難から造林事業収益を關係集落にも配分するよう要請が出たのである。この結果、村の収益を分割し、六割を村、四割を3新山、北林、桜井で分収ということとなった。村議会での決定では、これは「学校経費地区別負担の場合」という限定条件の下で初めて可能となる事とされたが、そうだとすると、桜井は新山学区でないのに分収を受けることになるという疑問が残る。しかし、これは不問ということとなった。新山地区への配慮がそれだけ高い必要性の下にあったということである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小石川 裕介  (Koishikawa yusuke)  (00622391)	関西大学・法学部・准教授   (34416)	
研究分担者	出口 雄一  (Deguchi yuichi)  (10387095)	桐蔭横浜大学・法学部・教授   (32717)	
研究分担者	兒玉 圭司  (Kodama keiji)  (10564966)	舞鶴工業高等専門学校・その他部局等・教授   (54301)	
研究分担者	宇野 文重  (Uno fumie)  (60346749)	尚絅大学・文化言語学部・准教授   (37404)	
研究分担者	岡崎 まゆみ  (Okazaki mayumi)  (60724474)	立正大学・法学部・准教授   (32687)	
研究分担者	林 真貴子  (Hayashi makiko)  (70294006)	近畿大学・法学部・教授   (34419)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	宮平 真弥  (Miyahira shinya)  (80337287)	流通経済大学・法学部・教授    (32102)	
研究分担者	山口 亮介  (Yamaguchi ryosuke)  (80608919)	中央大学・法学部・准教授    (32641)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関